

# 港区業務サポートセンター等管理運営業務委託事業候補者募集要項

## 1 目的

本業務は、全庁共通業務の集約・効率化を図り、課題解決や区民対応など「職員の権限、専門性等を要する業務」の時間を創出することで、質の高い区民サービスの提供に寄与するとともに、職員の超過勤務を縮減し、働きやすい職場づくりを推進することを目的とします。本業務の遂行に当たって、受注者は、区の働きやすい職場づくりの理念を理解し、適切かつ確実な履行体制により、区の業務を支援することとします。

## 2 業務概要

### (1) 件名

業務サポートセンター等管理運営業務委託

### (2) 業務内容

全庁に共通する業務のうち、「軽作業系業務」及び「資料デザイン化・清書」、「議事録作成」等を支援するため、区役所本庁舎に業務サポートセンターを平成31年度から設置しています。受注者は、業務サポートセンター、印刷室及び職員資料室等を管理し、所管課からの依頼に応じ、月間作業工数の中で仕様書に定める業務を総合調整し、確実な履行と効率的な運用を図ります。また、受注者は、本業務の履行を通じ、効果の検証、適正業務量の算定及び業務効率化に向けた提案を行います。

※詳しくは、【別紙1】仕様書（案）を参照してください。

### (3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※契約は単年度です。令和10年度までの契約については、適正な事業運営がなされていると認められる場合に限り、事業候補者として推薦します。

### (4) 事業規模

年間 30,558,000円（税込）までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。

事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

## 3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者としてとします。各要件は、【様式2】参加表明書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取り消し、又は契約を締結しない場合があります。

(1) 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 16 年 7 月 30 日 16 港政契第 238 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日 23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。やむを得ず、区外事業者のみで参加する場合は、【別紙 2】港区業務サポートセンター等管理運営業務委託事業候補者選考基準で示すとおり、加点対象とはなりません。
- (7) 【別紙 1】仕様書（案）に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

※（6）の区外事業者の区内事業者との共同について

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇します（※詳細は、【別紙 2】港区業務サポートセンター等管理運営業務委託事業候補者選考基準を参照してください。）。

#### 4 選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	令和 5 年 12 月 18 日（月）から 令和 6 年 1 月 18 日（木）まで
現場説明会	令和 5 年 12 月 25 日（月）午前 10 時 00 分から
募集要項に対する質問受付期限	令和 6 年 1 月 5 日（金）午後 5 時まで
質問一斉回答	令和 6 年 1 月 10 日（水）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和 6 年 1 月 18 日（木）正午まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和 6 年 1 月 26 日（金）
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和 6 年 2 月 5 日（月）
第二次審査結果通知	令和 6 年 2 月 6 日（火）

契約手続き（予定）	令和6年3月中旬以降
業務委託開始	令和6年4月1日（月）

## 5 配布書類等

### (1) 配布期間

港区ホームページからダウンロードしてください。

港区ホームページ掲載期間

令和5年12月18日（月）から令和6年1月18日（木）正午まで

### (2) 配布書類

#### プロポーザル実施関係

- ① 募集要項
- ② 【別紙1】仕様書（案）
- ③ 【別紙2】港区業務サポートセンター等管理運営業務委託事業候補者選考基準

#### 提出資料関係

- ① 【様式1】質問書
- ② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③ 【様式3】共同事業体構成書
- ④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状
- ⑤ 【様式3-3】委任状
- ⑥ 【様式4】事業者及び業務責任者の業務実績等
- ⑦ 【様式5】業務従事予定者の配置計画及び業務実施体制
- ⑧ 【様式6】企画提案書① 業務改善の手法
- ⑨ 【様式7】企画提案書② 区の働き方改革に向けた取組への貢献と推進
- ⑩ 【様式8】企画提案書③ 新たな業務の提案
- ⑪ 【様式9】企画提案書④ 環境にやさしい業務の提案
- ⑫ 【様式10】企画提案書⑤ 共通事務用品等の在庫管理や省スペース化
- ⑬ 【任意様式】企画提案書⑥A・Bの作成について
- ⑭ 【様式11】企画提案書⑦ デザインの即応力
- ⑮ 【様式12】プロポーザル参加辞退届

## 6 業務サポートセンター等運営場所見学会

業務サポートセンター等の運営場所の見学会を以下の日程で開催します。参加は任意です。また、参加の有無は審査に一切影響しません。

日 程：令和5年12月25日（月） 午前10時00分から11時頃まで

集合場所：港区役所9階 915会議室

留意事項：メールにて申し込みください。参加者は各事業者2名程度としてください。

見学会では、新たな資料の配布は行いません。

## 7 質問書の受付・回答

### (1) 受付期限

令和6年1月5日（金）午後5時

### (2) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、下記「14 担当・連絡先」までメールで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

### (3) 回答方法

令和6年1月10日（水）に、全ての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出受付期間

令和6年1月15日（月）から令和6年1月18日（木）

※午前9時から午後5時まで。なお、最終日1月18日は正午まで。

※事前に電話予約の上、来所してください。

### (2) 提出先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区役所10階 総務部契約管財課庁舎管理係

TEL 03-3578-2870

### (3) 提出方法

直接担当まで持参してください。

### (4) 提出資料

- ① 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）
- ② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③ 【様式3】共同事業体構成書 ※該当する場合のみ提出
- ④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状 ※該当する場合のみ提出
- ⑤ 【様式3-3】委任状 ※該当する場合のみ提出
- ⑥ 加対象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出種類  
※該当する場合のみ提出
- ⑦ 【様式4】事業者及び業務責任者の業務実績等
- ⑧ 【様式5】業務従事予定者の配置計画及び業務実施体制
- ⑨ 【様式6】企画提案書① 業務改善の手法
- ⑩ 【様式7】企画提案書② 区の働き方改革に向けた取組への貢献と推進
- ⑪ 【様式8】企画提案書③ 新たな業務提案
- ⑫ 【様式9】企画提案書④ 環境にやさしい業務の提案
- ⑬ 【様式10】企画提案書⑤ 共通事務用品等の在庫管理や省スペース化
- ⑭ 【任意様式】企画提案書⑥A 避暑コーナーを設置しました
- ⑮ 【任意様式】企画提案書⑥B 生涯学習出前講座

- ⑯ 【様式 11】 企画提案書⑦ デザインの即応力
- ⑰ 【任意様式】 見積書（見積内訳も記載してください。）

(5) 提出部数

- ア 提出資料①から⑥ 1部
- イ 提出資料⑦から⑰ 正本1部、副本8部

※提出資料⑦から⑰は順番に重ねて、ファイル等に綴じてください。正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本8部については事業者名を記入しないでください。また、全ての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。

- ウ 提出資料（正本及び副本）データを格納したCD-R等 1枚  
※CD-R等表面には社（者）名を記入してください

(6) 留意事項

- ア 各資料はA4サイズ片面印刷で1枚以内、文字サイズは12ポイント以上としてください。
- イ 補足資料（任意様式）は（4）提出資料⑦から⑯について、A4サイズ片面印刷で各2枚まで添付できます。なお、規定された記載事項は提出資料内に記載し、補足資料は各提出資料を補足するものとしてください。

## 9 事業候補者の選考と審査

【別紙2】港区業務サポートセンター等管理運営業務委託事業候補者選考基準のとおりです。

## 10 提案にあたっての注意事項

- (1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。
  - ① 提出受付期間、提出方法、提出先に適合しないもの
  - ② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
  - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
  - ④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (3) 提出書類等の返却はいたしません。
- (4) 書類提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 質問受付終了後は、本業務に関する質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。
- (8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更する

ことができません。

- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
- (10) 令和6年4月1日から業務を開始するための必要な準備は、区と協議の上、事業者の責任において行い、費用は事業者の負担とします。
- (11) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式12】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

## 11 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。また、業務終了後、保管している情報等については、速やかにシュレッダー等で破棄し、電子データは完全に消去してください。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に 応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責任を負いません。
- (6) メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、令和6年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

## 12 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、企画提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

## 13 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和

45 年法律第 48 号) 第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物として、同法第 18 条第 3 項第 3 号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

## **14 担当・連絡先**

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25

港区総務部契約管財課庁舎管理係（港区役所 10 階）

電 話：03-3578-2870

メールアドレス: [minato10@city.minato.tokyo.jp](mailto:minato10@city.minato.tokyo.jp)